

排水量申告を開始される方へ

- 1 申告書の提出は毎月または隔月初めの5日までに御提出をお願いします。
- 2 提出月の10日までに御提出がない場合は、前年同月の排水量の10%増の数値（前年同月の数値がない場合は前回の排水量の10%増の数値）にて排水量を確定します。
- 3 これにより確定された排水量は、その後申告書を提出されたとしても修正はいたしません。

※ 漏水や、申告に必要なメーターの不具合等により申告書の御提出が遅くなる場合は、事前に御相談いただければこの限りではありません。

※ 提出期限につきまして、1月及び5月は年末年始、ゴールデンウィークがあり5日ではありません。事前に電子メールにて御連絡いたしますので御確認願います。（電子メールをお知らせいただいていない事業者様は、お手数ですが御連絡いただき御確認願います。）

御不明な点につきましては、担当までお問い合わせください。

【根拠条例等】

厚木市公共下水道使用料条例施行規則

(排水量の申告)

第7条 条例第8条第4号及び第5号並びに第9条の規定により排水量を申告しようとする者は、公共下水道排水量申告書を市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

厚木市公共下水道使用料条例

(排水量算定方法)

第8条 使用料算出のために必要な排水量は、次のように算定する。

- (1) 水道水を使用する場合の排水量は、水道水の使用量とする。
- (2) 地下水等を家事用にのみ使用する場合及び水道水と併用して家事用にのみ使用する場合は、規則で定める基準に基づき、市長が認定する。
- (3) 前号以外の態様で使用された地下水等の排水量は、計測器具により得られた計測結果に基づき、市長が認定する。
- (4) 土木建築に係る工事の施行に伴う排水のために公共下水道を使用する場合においては、規則で定めるところにより、排水量を市長に申告しなければならない。
この場合において、市長は、申告の内容を勘案して排水量を認定する。
- (5) 略
- (6) 市長は、排水量の認定に当たり、前各号の規定により難いと認められるときは、当該各号の規定にかかわらず、排水量を認定することができる。